

平成30年 第10回

農業委員会総会議事録

平成30年10月26日（金）開催

多摩市農業委員会

平成30年10月26日午後2時、多摩市役所第一委員会室において、平成30年第10回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 青木幸子、2番 小暮和幸委員、5番 柚木実委員、
6番 伊藤千春委員、7番 増田実生委員、8番 萩原弘委員、
10番 相澤孝一委員、11番 小島豊委員、12番 大松誠二委員、
13番 武内好恵委員、14番 澤登早苗委員、15番 伊藤忠男委員

欠席委員は次のとおりであった。

3番 新倉隆委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 宮崎武 農地係長 沖迫達矢 書記 五ノ井洋輔

定刻（午後2時）に総会を開会した。

議長（会長 小暮 和幸）

「定刻になりましたので、只今から平成30年第10回多摩市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。」

議長（会長 小暮 和幸）

「本日の議事日程は次のとおりです。」

日程第1、第19号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出について

日程第2、第20号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について

日程第3、第21号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について

議長（会長 小暮 和幸）

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により議事録署名委員に次の者を指名した。

10番 相澤孝一委員、14番 澤登早苗委員

議長（会長 小暮 和幸）

「それでは、議事に入ります。日程第1、第19号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第19号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出について

- ・貝取地区 2件（一時転用）
- ・豊ヶ丘地区 1件

計3件の農地における転用の届け出について報告した。

議長（会長 小暮 和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

6番 伊藤千春委員・12番 大松誠二委員

伊藤(千)委員と大松委員から、貝取地区の2件の一時転用について、一時転用完了後の現地確認報告があった。また、届出農地の転用に関する経緯について補足的な説明があった。

10番 相澤 孝一委員

「貝取地区の2件の一時転用について、その場所は今まで工事を何度も行っているはずですが、農地法第4条の届出は提出されていません。なぜでしょうか。」

事務局長（宮崎）

「工事をすること自体には、農業委員会への届出は必要ないのですが、今回は工事に伴い農地を資材の運搬路として一時的に使用するので、一時転用届が提出されました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮 和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「次に、日程第2、第20号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第20号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について

- ・百草地区 2件
- ・東寺方地区 1件

計3件の農地における転用の届け出について報告した。

議長（会長 小暮 和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

5番 柚木 実委員

和田・百草地区を担当する柚木委員から、整理番号18の届出農地の転用に関する経緯について、確認があった。

議長（会長 小暮 和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮 和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「次に、日程第3、第21号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第21号報告 相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明書の交付について、

- ・和田地区 1件
- ・連光寺地区 1件
- ・馬引沢地区 1件

計3件の農地における相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について報告した。

議長（会長 小暮 和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

14番 澤登早苗委員

「資料の見方として、相続があった年月日と、引き続き農業経営を行っている期間が合致する届出（整理番号13）と、合致しない届出（整理番号10番と12番）があるのはなぜでしょうか。」

農地係長（沖迫）

「相続税納税猶予制度を受けてから3年ごとに、引き続き農業経営を行っている届出及びその証明が出されます。整理番号10番と12番については、制度を受けてから何回目かの届出になります。」

議長（会長 小暮 和幸）

「整理番号10番と12番は、以前の届出で証明された日の翌日からの期間が証明されています。整理番号13番は、相続があってから初めての証明になります。」

議長（会長 小暮 和幸）

「他に質疑はございませんか。」

12番 大松誠二委員

「相続税納税猶予の継続届に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明を出すにあたり、現地確認する必要はないのですか。」

議長（会長 小暮 和幸）

「基本的には年2回実施している農地パトロールで確認しています。他の委員からも強い要望があれば、逐一確認することも考えます。」

議長（会長 小暮 和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮 和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮 和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮 和幸）

「以上をもって、本日の会議日程のすべてを終了いたしました。よって、会議を閉じます。」

— 終了（午後2時30分） —